

学校いじめ防止基本方針

兵庫県立兵庫工業高等学校

1 学校の教育方針

本校の建学の精神「1 誠実勤勉であれ 2 根性の持ち主であれ 3 つねに明朗闊達であれ」のもと、次の2つの教育方針

- ① 人間尊重の精神、生命の尊厳を基盤とした教育活動の推進と学校安全の徹底を図り、一人一人の個性を十分に生かすとともに、他者への思いやりと協調の精神を養い、国際社会で生き抜く上での柔軟な思考力や洞察力を育てる。
- ② 「社会で自立し、産業界の未来を切り拓く力を育成するとともに、知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』を育む」を基本方針として、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」「社会参画に必要な態度や能力の育成」「達成感や自己有用感を高める学習活動の工夫」を学校経営の重点（ビジョン）として教育活動を行う。

学校の教育方針にもとづき、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、学校いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定めることとする。また、いじめ防止対策の達成目標を設定し、取組を年間計画として定め、取組状況等を学校評価の項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。

2 基本的な考え方

明治35年創立の本校は、2022年度に創立120周年を迎える歴史と伝統を持ち、「県工」の名で親しまれ、県下工業高校の代表的な存在である。また、7つの学科を設置しており、全国的に見ても大規模な工業高校のひとつである。

本校は、「ものづくり」に興味関心をもち、「専門的な技能・技術を身につける」等の意欲ある生徒に門戸を開き、多様で高度な学習ができる環境とシステムを用意しており、生徒の進路実現に取り組んでいる。

いじめ問題については、平素より教師集団が個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応している。そして、教職員が生徒、保護者、地域住民等との情報交換や協議を行い、学校の基本方針についての説明や意見交換をする機会を設ける等、4者が確実に関わる仕組みをつくり、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組むこととする。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門家等の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

さらに、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のための「いじめに関するアンケート」を別に定める。アンケートは学期に1回実施し、記名・無記名または選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、生徒が記入しやすい形態で実施し、いじめの早期発見につなげる。

【別紙2 いじめに関するアンケート】

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体をとおして、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) 組織的対応

いじめが疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した教職員が問題を抱えこむことがないように、組織的な情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた実効性の高い組織的対応を別に定める。

また、小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな生徒や発達障害等特別な配慮を要する生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導體制、指導内容の共有を図る。さらに、学校だけでは困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等の関係機関の活用により、専門的・多面的支援を行う。

【別紙 4 組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって必要に応じて、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家（学校支援チーム、高等学校問題解決サポートチーム、県教育委員会指導主事、教育事務所「教育相談窓口」、スクールソーシャルワーカー等）を加えることができ、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 教職員のいじめ対応能力の向上

いじめ対応マニュアルやいじめ防止基本方針等を活用した校内研修やいじめの事例研究、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用等により、いじめの防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、各教職員が上記を活用して日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力の向上を図る。

6 ネットいじめへの対応の充実（情報モラル教育の充実）

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて、最新の動向を把握し、生徒に対してインターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や警察等関係機関と連携した指導、生徒、保護者への啓発に努める。

7 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会をはじめ、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を聴取するよう留意する。

【R 4. 3改訂】